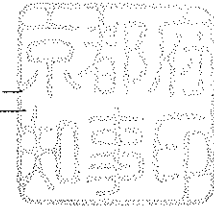




務 第 1700 号  
平成 24 年 7 月 13 日

公益社団法人  
京都犯罪被害者支援センター  
代表理事 大 谷 實 様

京都府知事 山 田 啓 二



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 24 年 7 月 13 日 から 平成 29 年 7 月 12 日 まで